

# 危機管理本部人材育成推進連絡協議会設置要綱

## (設置)

第1条 危機管理本部人材育成計画（以下「育成計画」という。）に基づき、

危機管理本部職員の人材育成を推進するため、危機管理本部人材育成推進連

絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (所管事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 育成計画の実施に関すること。
- (2) 育成計画の推進状況の検証に関すること。
- (3) 育成計画の新規計画の策定に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

## (委員)

第3条 協議会の委員は、別表に掲げる者とする。

## (会長及び副会長)

第4条 会長は、危機管理監をもって充てる。

2 副会長は、危機管理部長をもって充てる。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、必要に応じ、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 協議会は、必要があると認める場合、関係者に対し出席を求め、意見を聴くことができる。

(代理)

第6条 委員は、やむをえない事情により会議に出席することができないときは、当該委員の属する組織の職員を代理者として出席させることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、危機管理部において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第 3 条関係）

危機対策部長

危機管理部担当課長

危機対策部担当課長